

竹原市中小企業者等 就労環境整備支援事業補助金

若者や女性が働きやすい職場環境を整備する市内中小企業者等を支援します

補助金

最大で

50万円

補助率

2/3 (市内企業)

1/2 (市外企業)

※本社等を市内に置く事業者：50万円 本社等を市外に置く事業者：30万円

申請期間 令和8年7月1日(水)～8月21日(金)

予算上限を超える場合は、審査等により採択事業を決定します。

こんな職場改善をお考えの事業所を応援します！

(例)

- ・テレワークやフレックスタイムなどの柔軟な勤務形態の導入に合わせて高速Wi-Fi やリモートワーク用 PC、VPN 環境を整備。
- ・新入社員・若手向けのスキルアップ研修やキャリア相談を実施し、合わせて研修用会議室や相談ブースを整備。
- ・就業規則を改訂し生理休暇制度を整備するとともに、女性専用トイレを新たに増設。

補助対象となる事業とその経費

○ソフト事業

若者や女性への就労配慮や支援制度等を導入・整備する取組

ア 就業規則等関連規定の見直し又は作成に要する経費

イ 働きやすい職場づくりへの意識醸成のための研修に要する経費（飲食費は除く。）

ウ その他市長が必要があると認める経費

○ハード事業（ソフト事業と併せて実施するものに限る）

若者や女性が働きやすい就労環境を整備する取組

ア 施設、整備等工事請負費（老朽化に伴うものは除く。）

イ 設備、機器導入費（老朽化に伴うもの並びに毎年必要となるリース料及びサービス利用料を除く。）

ウ 備品購入費（老朽化に伴うもの及び汎用性の高いものは除く。）

エ その他市長が必要があると認める経費

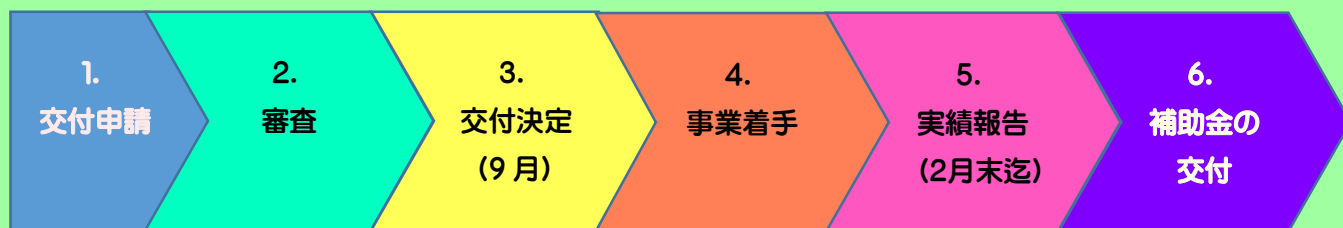
（※注：竹原市内の事業所で実施するものに限る。消費税・地方消費税は含まない。個別給付は除く。）

補助対象事業者

次の要件を満たす中小企業者

- (1) 竹原市が設置する「ALL竹原きらっと未来創造会議」の協力会員であること。
- (2) 常時雇用する従業員を1名以上有していること。
- (3) 本市の市税の滞納がないこと。
- (4) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員が関与する者でないこと。

申請手順



交付申請時の提出書類

- (ア) 竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (イ) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (ウ) 事業計画書（様式第3号）
- (エ) 収支予算書（様式第4号）
- (オ) 竹原市働きやすい職場づくり行動宣言書（様式第5号）
- (カ) 若者又は女性従業員代表者の意見書（様式第6号）
- (キ) 見積書の写し（契約額が10万円以上となるハード事業を実施する場合は、2者以上から徴取すること。）
- (ク) 施工場所の位置図及び平面図（ハード事業を実施する場合に限る。）
- (ケ) 施工前の状況が分かる写真（ハード事業を実施する場合に限る。）
- (コ) 申請者が法人の場合にあっては登記事項証明書、個人事業主の場合にあっては個人事業の開業届出書の写し
- (サ) 常時雇用する従業員を1名以上有していることを確認することができる資料（雇用保険適用事業所設置届の写し等）
- (シ) その他市長が必要と認める書類

書式、詳細はホームページへ

https://www.city.takehara.lg.jp/soshikikarasagasu/sangyoshinkoka/gyomuannai/6/4_1/koyou/8345.html



お申込み・お問い合わせ先

竹原市 企画部 産業振興課 商工観光振興係

〒725-8666 竹原市中央五丁目6番28号 TEL: 0846-22-7745